

## 社会福祉法人松寿会・評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規程

＜平成29年6月28日評議員会決議＞

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松寿会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (3) 業務執行理事とは、この法人の業務を執行する、理事長以外の理事をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、理事長及び副理事長（業務執行理事）以外の者をいう。
- (5) 報酬は、法人と委任関係にある評議員及び役員の職務執行の対価として支払われるものである。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第八条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 理事長及び副理事長（業務執行理事）に対する報酬の支給方法及び支給日は、この法人職員の給与の支給方法及び支給日に準じる。
- 4 評議員及び非常勤役員に対する報酬の支払いは、その都度現金にて支払う。

(報酬の額の決定)

第四条 この法人の全理事の報酬の総額は、年間2,100万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬の総額は、年間30万円以内とする。
- 3 理事長及び副理事長（業務執行理事）の報酬は、[別記第一]に定めるとおりとする。

4 非常勤役員の報酬は、[別記第二]に定めるとおりとする。

5 評議員の報酬は、[別記第三]に定めるとおりとする。

(費用弁償)

第五条 この法人は、評議員及び役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを支払うものとする。

(改廃)

第六条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第七条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月28日から施行する。

[別記第一]

理事長及び副理事長（業務執行理事）の報酬

|      |    |         |
|------|----|---------|
| 理事長  | 年額 | 1,100万円 |
| 副理事長 | 年額 | 850万円   |

[別記第二]

非常勤役員の報酬

|    |       |         |
|----|-------|---------|
| 1日 | 4時間以内 | 11,000円 |
| 1日 | 4時間超  | 22,000円 |

[別記第三]

評議員の報酬

|    |       |         |
|----|-------|---------|
| 1日 | 4時間以内 | 11,000円 |
| 1日 | 4時間超  | 22,000円 |